



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年11月25日金曜日 第2322号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	980
指定居宅介護支援事業者の指定.....	981
指定介護予防サービス事業者の指定.....	981
指定居宅サービス事業の廃止.....	982
指定居宅介護支援事業の廃止.....	982
指定介護予防サービス事業の廃止.....	983
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	983
地籍調査の成果の認証.....	984
保安林予定森林.....	984
土地改良区役員就退任の届出.....	984
新たな土地改良事業の施行の認可.....	984
道路の供用開始（県道西条久万線）.....	984
指定道路の指定.....	985
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	985
建設業者の許可の取消し.....	985
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	986

道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）.....	986
道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）.....	986
道路の供用開始（県道野佐来八幡浜線）.....	986
道路の供用開始（県道野佐来八幡浜線）.....	986

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	987
-----------------------------	-----

公営企業公告

愛媛県立中央病院次期医療情報システム導入事業.....	987
-----------------------------	-----

正 誤

平成23年10月18日付け第2311号愛媛県教育委員会規則第5号（愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則）中..... 988

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1346号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーション松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年10月1日	訪問看護
セントケア四国株式会社	セントケア松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年10月1日	訪問介護
セントケア四国株式会社	セントケア松山訪問入浴センター	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年10月1日	訪問入浴介護
セントケア四国株式会社	セントケア宇和島	愛媛県宇和島市佐伯町二丁目3番地21号佐伯町ハイム	平成23年10月1日	訪問介護
株式会社よしまる	デイサービスセンター未来よしだ	愛媛県宇和島市吉田町東小路字東小路甲57番	平成23年10月1日	通所介護
有限会社ケアセンター宇和島	デイサービスえん	愛媛県宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成23年10月1日	通所介護
株式会社宮田建設	ホームヘルプステーションあおい	愛媛県宇和島市堀端町1番45号コアマンション1階	平成23年10月1日	訪問介護
セントケア四国株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号マルマビル1階	平成23年10月1日	訪問介護
セントケア四国株式会社	セントケア宇和町	愛媛県西予市宇和町下松葉457番地ヒロハイツ102号	平成23年10月1日	訪問介護
セントケア四国株式会社	セントケアにいほま	愛媛県新居浜市宮西町4-4ジツタビル12階	平成23年10月1日	訪問介護
有限会社武吉	武吉ホームヘルプサービス西条	愛媛県西条市大町1013-5	平成23年10月1日	訪問介護

株式会社家具センターワタナベ	株式会社家具センターワタナベ介護事業部	愛媛県今治市北高下町二丁目1番45号	平成23年10月3日	福祉用具貸与
株式会社家具センターワタナベ	株式会社家具センターワタナベ介護事業部	愛媛県今治市北高下町二丁目1番45号	平成23年10月3日	特定福祉用具販売
株式会社ケアライフエナジー	訪問介護事業所エナジー	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	訪問介護
株式会社ケアライフエナジー	福祉用具貸与事業所シー・エル・イー	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	福祉用具貸与
株式会社ケアライフエナジー	福祉用具貸与事業所シー・エル・イー	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	特定福祉用具販売
株式会社ケアライフエナジー	デイサービスセンタープリンス	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	通所介護

○愛媛県告示第1347号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年10月1日	居宅介護支援
有限会社グリーンヘルス	居宅介護支援事業所こもれび	愛媛県松山市祇園町1番37号ロイヤルコートⅡ101	平成23年10月1日	居宅介護支援
セントケア四国株式会社	セントケア宇和島	愛媛県宇和島市佐伯町二丁目3番地21号佐伯町ハイム	平成23年10月1日	居宅介護支援
セントケア四国株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号マルマビル1階	平成23年10月1日	居宅介護支援
株式会社ケアライフエナジー	居宅介護支援事業所エナジー	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	居宅介護支援
株式会社虹雲企画	居宅介護支援事業所楽	愛媛県松山市古川西一丁目1番25号松田マンション205号	平成23年10月11日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーション松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年10月1日	介護予防訪問看護
セントケア四国株式会社	セントケア松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
セントケア四国株式会社	セントケア松山訪問入浴センター	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年10月1日	介護予防訪問入浴介護
セントケア四国株式会社	セントケア宇和島	愛媛県宇和島市佐伯町二丁目3番地21号佐伯町ハイム	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
株式会社よしまる	デイサービスセンター未来よしだ	愛媛県宇和島市吉田町東小路字東小路甲57番	平成23年10月1日	介護予防通所介護
有限会社ケアセンター宇和島	デイサービスえん	愛媛県宇和島市丸之内二丁目1番7号	平成23年10月1日	介護予防通所介護
株式会社宮田建設	ホームヘルパーステーションあおい	愛媛県宇和島市堀端町1番45号コアマンション1階	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
セントケア四国株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号マルマビル1階	平成23年10月1日	介護予防訪問介護

セントケア四国株式会社	セントケア宇和町	愛媛県西予市宇和町下松葉457番地ヒロハイツ102号	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
セントケア四国株式会社	セントケアにいほま	愛媛県新居浜市宮西町4-4ジツタビル1・2階	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
有限会社武吉	武吉ホームヘルプサービス西条	愛媛県西条市大町1013-5	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
株式会社家具センターワタナベ	株式会社家具センターワタナベ介護事業部	愛媛県今治市北高下町二丁目1番45号	平成23年10月3日	介護予防福祉用具貸与
株式会社家具センターワタナベ	株式会社家具センターワタナベ介護事業部	愛媛県今治市北高下町二丁目1番45号	平成23年10月3日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社ケアライフエナジー	訪問介護事業所エナジー	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	介護予防訪問介護
株式会社ケアライフエナジー	福祉用具貸与事業所シー・エル・イー	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	介護予防福祉用具貸与
株式会社ケアライフエナジー	福祉用具貸与事業所シー・エル・イー	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社ケアライフエナジー	デイサービスセンタープリンス	愛媛県松山市西石井一丁目1番5号	平成23年10月11日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア愛媛株式会社	セントケア訪問看護ステーション松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年9月30日	訪問看護
セントケア愛媛株式会社	セントケア松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年9月30日	訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア松山訪問入浴センター	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年9月30日	訪問入浴介護
セントケア愛媛株式会社	セントケアにいほま	愛媛県新居浜市宮西町4-4ジツタビル1・2F	平成23年9月30日	訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア宇和島	愛媛県宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成23年10月1日	訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号マルマビル1階	平成23年10月1日	訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア宇和町	愛媛県西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成23年10月1日	訪問介護

○愛媛県告示第1350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア愛媛株式会社	セントケア松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年9月30日	居宅介護支援
医療法人友朋会	居宅介護支援事業所りつりん	愛媛県松山市畑寺町丙12-10	平成23年9月30日	居宅介護支援
セントケア愛媛株式会社	セントケア宇和島	愛媛県宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成23年9月30日	居宅介護支援

セントケア愛媛株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡1-8-5 マルマビル1階	平成23年9月30日	居宅介護支援
-------------	----------	-------------------------	------------	--------

○愛媛県告示第1351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア愛媛株式会社	セントケア訪問看護ステーション松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年9月30日	介護予防訪問看護
セントケア愛媛株式会社	セントケア松山	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年9月30日	介護予防訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア松山訪問入浴センター	愛媛県松山市馬木町2167番地	平成23年9月30日	介護予防訪問入浴介護
セントケア愛媛株式会社	セントケアにいほま	愛媛県新居浜市宮西町4-4ジツタビル1・2F	平成23年9月30日	介護予防訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア宇和島	愛媛県宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号マルマビル1階	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア宇和町	愛媛県西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成23年10月1日	介護予防訪問介護
浦 岡 秀 明	とべ整形外科	愛媛県伊予郡砥部町宮内908	平成23年10月3日	介護予防通所リハビリテーション

○愛媛県告示第1352号

大規模小売店舗舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届 出 年月日
コープ山根	新居浜市西連寺町二丁目1062番5	駐車場の収容台数	127台	89台	平成24年7月15日	平成23年11月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1353号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	大浦の一部	平成21年度から平成22年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
松前町	大字筒井、浜の一部	平成21年度から平成22年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿
松前町	大字西高柳の一部	平成21年度から平成22年度まで	松前町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成23年11月25日

○愛媛県告示第1354号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市玉川町龍岡上字ノブノダン甲735、甲754、字藤子甲763の1、字藤ヶ峰丁198の3、丁198の6、丁199の5、丁199の10

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

今治市玉川町木地字ヨコクラ辛88の28

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

越智郡上島町生名4225、4226の1、4226の2、4229、4237から4239まで、4251、4252

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁並びに今治市役所及び上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成23年11月25日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 昭 左	今治市横田町1丁目2番30号

○愛媛県告示第1356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野用水路地区）の施行を平成23年11月18日認可した。

平成23年11月25日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第1357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市黒瀬字向乙202番20から 同市黒瀬字向乙208番10まで	平成23年11月25日

○愛媛県告示第1358号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年11月25日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

平成23年11月15日

3 指定道路の位置

四国中央市金生町下分字馬木1232番、1232番地先農道及び1232番地先水路

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 7.80メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年11月25日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第43号 平成23年11月15日	伊予市八倉字中窪434番5	伊予市上三谷甲411番地2（503号） 大塚 勝 幸

○愛媛県告示第1360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年11月25日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第44号 平成23年11月15日	伊予郡松前町大字鶴吉字安井前332番1及び345番2	伊予郡松前町大字北黒田488番地1 鶴 田 秀 美

○愛媛県告示第1361号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-22)第3441号	平成22年8月31日	西川建設(有)	北野 修	大洲市平野町野田442-2	平成23年10月4日	土木工事業	建設業の廃止
(般-18)第14880号	平成18年12月19日	新成商事(有)	向井 敏憲	大洲市新谷乙1182-2	平成23年10月4日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特-19)第6669号	平成19年4月5日	(株)竹田工務店	竹田 元治	宇和島市吉田町南君1561-1	平成23年10月14日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-20)第16394号	平成20年10月22日	山崎建築	山崎 賢	宇和島市津島町高田甲555	平成23年10月24日	建築工事業	建設業の廃止
(般-19)第9476号	平成19年6月20日	猪野組	猪野 利一	南宇和郡愛南町下久家740	平成23年10月31日	土木工事業 左官工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第1362号

西予市から協議のあった市営土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農業用排水施設整備事業）・農友地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年11月25日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農業用排水施設整備事業）・農友地区計画書の写し
- (2) 西予市営土地改良事業分担金徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成23年11月28日から12月26日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁及び野村支所

○愛媛県告示第1363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内7番耕地339番地先から 同市川之内7番耕地334番1地先まで	旧	メートル 4.0～14.0	キロメートル 0.121	
		八幡浜市川之内7番耕地339番地先から 同市川之内7番耕地334番1地先まで	新	12.6～29.0	0.121	

○愛媛県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内3番耕地14地先から 同市川之内3番耕地14地先まで	旧	メートル 4.6～8.0	キロメートル 0.096	
		八幡浜市川之内3番耕地15から 同市川之内3番耕地14まで	新	5.6～19.5	0.096	

○愛媛県告示第1365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内7番耕地339番地先から 同市川之内7番耕地334番1地先まで	平成23年11月25日

○愛媛県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年11月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内3番耕地15から 同市川之内3番耕地14まで	平成23年11月25日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成23年11月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,194,225
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,885
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 265,705

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,120	14,707
南 宇 和 郡	21,239	7,080
松山市・上浮穴郡	429,102	138,184
今 治 市・越智郡	147,886	49,296
宇和島市・北宇和郡	85,272	28,424
八幡浜市・西宇和郡	42,666	14,222
新 居 浜 市	102,277	34,093
西 条 市	93,510	31,170
大 洲 市・喜多郡	55,219	18,407
伊 予 市	32,366	10,789
四 国 中 央 市	76,002	25,334
西 予 市	36,263	12,088
東 温 市	28,303	9,435

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年11月25日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 事業名

愛媛県立中央病院次期医療情報システム導入事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業実施場所

愛媛県松山市春日町83番地

(3) 事業内容

入札説明書等による。

(4) 事業期間

事業契約の締結の日から平成31年5月3日まで

(5) 予定価格

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 応募者等の構成

ア 入札に参加できる者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独法人又は複数法人グループ（以下「応募者」という。）とする。

イ 応募者は、入札説明書等に示す、本事業におけるシステム構築等を主体的に実施する法人（以下「システムベンダ」という。）と、県と賃貸借契約を締結する法人（以下「リース会社」という。）で構成されるものとする。なお、システムベンダがリース会社を兼ねることは可能とする。

ウ 応募者を構成する法人の中から、入札手続きを主体的に行う1法人（以下「代表企業」という。）を定め、一般競争入札参加資格要件確認申請書で明らかにしなければならない。

(2) 参加資格要件

応募者を構成する法人はいずれも以下の要件を満たすこと。ただし、複数法人グループで本入札に参加する場合には、応募者を構成する法人のいずれかが「エ」に規定する要件を満たしていればよいものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。

ウ 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条に規定する平成23年度における競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

エ 平成17年4月1日以降において、日本国内で500床以上の一般病床を有する病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

(1) 交付期間

公告の日から平成23年12月26日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までをいう。以下同じ。）

(2) 交付方法

6(7)に掲げる場所で交付する。

4 入札参加資格要件の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する応募者は、一般競争入札参加資格要件確認申請書及び必要書類（以下「参加資格要件確認書類」という。）を提出して、入札参加資格要件の確認を受けなければならない。
- (2) 参加資格要件確認書類の受付け
 - ア 受付期間
平成23年12月21日（水）から26日（月）までの執務時間中
 - イ 受付場所
6(7)に掲げる場所で受け付ける。
 - ウ 提出方法
持参により提出すること。
- エ 入札参加資格要件の確認の結果は、参加資格要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成23年12月28日（水）までに、書面により通知する。
- オ その他
 - ア 参加資格要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。
 - イ 提出された参加資格要件確認書類は、返却しない。
 - ウ 詳細は、入札説明書等による。

5 入札の手続

- 4により入札参加資格要件の確認を受けた者は、入札説明書等で規定する入札書及び提案内容を記載した資料（以下「入札提出書類」という。）を次のとおり提出すること。
- (1) 入札提出書類の提出日時及び提出場所
 - ア 提出日時
平成24年2月9日（木）から10日（金）午後3時00分まで
 - イ 提出場所
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県公営企業管理局総務課
 - (2) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
 - (3) 郵送による入札の取扱い
郵送による入札の場合は、入札提出書類は、書留郵便により、平成24年2月10日（金）午後3時00分までに、6(7)に掲げる場所に必着のこと。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成24年2月10日（金）午後5時00分
 - イ 場所
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）
 - (5) 入札方法
 - ア 入札回数は、1回とする。
 - イ 入札書に記載する入札金額は、保守を含む、6年間の借入代金を記載すること。なお、詳細については入札説明書等を参照すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札の無効等
 - ア 入札参加資格要件を有しない者及び入札参加資格要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。
 - イ 入札参加資格要件を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格要件を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県公営企業管理局にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 落札者決定基準
落札者決定基準の詳細は、入札説明書等による。
- (7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2794
- (8) その他
詳細は、入札説明書等による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity: Project of Hospital Information System for the Ehime Prefectural Central Hospital
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m., 10 February 2012
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

平成23年10月18日付け第2311号愛媛県教育委員会規則第5号（愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇所	誤	正
891	規則番号	教育委員会規則5号	愛媛県教育委員会規則 第5号
"	上から12行目	定めるものとする。	定める。
"	上から14行目	愛媛県教育委員会教育 長 藤岡 澄	愛媛県教育委員会委員 長 松岡 義勝